

被扶養者確認調査票

18歳以上（高校生を除く）の被扶養者1人につき1枚提出してください

事業所記号 事業所名称

●被保険者（本人）記号 番号

(フリガナ)	
氏名	

●被扶養者（家族）

(フリガナ)	
氏名	

項目	収入区分等	ご提出していただく確認書類等	該当 不該当
必須	学生を除く18歳以上の方	令和7年度（令和6年分）の所得証明書	○
①	学生の方	「学生証」の写し（有効期限が記載されているもの）または「在学証明書」	
②	仕送り額が確認できる書類（①の対象の方は除く）	・「振込明細書」、「振込依頼書」、「振込金額が記帳された通帳の写し」、「現金書留の控え」のいずれかを提出 上記確認書類は令和7年9月以前3か月分以上の仕送り額が確認できる書類で、被保険者から被扶養者あてが確認できるもの	
③	給与収入がある方	・「令和6年の源泉徴収票の写し」（令和6年1月から12月） （令和6年の源泉徴収票が添付できない場合は令和7年度（令和6年）所得証明書） 上記の確認書類の収入額が130万円（60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円、被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円を超える場合は扶養削除となりますが、人手不足により一時的な収入超過の場合はホームページに掲載してある「一時的な収入変動」に係る事業主証明を、6年中に離職、契約変更等があった現在は認定基準を超えていない場合は、ホームページに掲載してある「申立書」を提出してください。	
④	公的年金（老齢・遺族・障害）を受給されている方	・直近の「年金額改定通知書、年金振込通知書」の写し	
⑤	企業年金等を受給されている方 傷病手当金、出産手当金等を受給されている方	・直近の年金額が記載された「通知書」等の写し（厚生年金基金、企業年金、私的年金等） ・支給決定通知書等の写し（傷病手当金等）	
⑥	自営業等による収入がある方 （一時的な収入は除く）	・令和6年の確定申告書、収支内訳書の写し 自営業等の場合は、確定申告書等から直接的必要経費を除いた収入が認定基準を超えていた場合は扶養解除となります。	
⑦	収入が無い方	・非課税証明書	
⑧	海外特例要件に該当している方	次の海外特例要件の1から5の理由に該当するものを「○」で囲んでください。 後日確認書類を提出していただく場合があります。 1. 留学 2. 同行家族 3. 特定活動 4. 海外婚姻等 5. その他（ ）	

●「調査票」について

- 調査票の①から⑧のすべての項目を確認のうえ、右端の「該当・不該当」欄に該当する場合は「○」を、不該当の場合は「×」をしてください。
- 住民票が日本国内に無い方は⑧海外特例の1から5に該当する項目に「○」をしてください。

●「確認書類」

- 確認調査書の「年齢」に記載してある18歳以上（高校生を除く）の被扶養者の方が対象です。従いまして18歳未満の方及び高校生は確認書類不要です。ただし、夫婦共同扶養の場合は被扶養者の年齢等にかかわらず夫、妻それぞれの令和6年分の「源泉徴収票」の写し等、収入が確認できるものを提出してください。
- 学生を除く18歳以上の被扶養者の方は全員「令和7年度（令和6年分）所得証明書」を提出してください。
- 学生の方は収入の有無にかかわらず「学生証の写し」または「在学証明書」を提出してください。
- 調査票の「収入区分等」に応じた確認書類を提出してください。（自営業等による収入がある場合は、ホームページに掲載してある「自営業者の扶養認定について」を確認してください。
- 給与収入がある方で令和6年の収入が130万円、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円、被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円を超える場合で、人手不足による一時的な収入超過の場合はホームページに掲載してある「一時的な収入変動」に係る事業主証明を、6年中に離職、契約変更等があった現在は認定基準を超えていない場合は、ホームページに掲載してある「申立書」を提出してください。

※「被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円未満」の取り扱いは10月1日から適用となります。

※ ホームページに掲載してある「申立書」等はトップページ「新着情報」の「被扶養者の資格確認について」からリンクします。